

広島県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道江田島大柿線	江田島市江田島町字江南一丁目一〇三四番地先から 江田島市江田島町字江南一丁目二七五七番一地先まで 江田島市大柿町大字飛渡瀬字大新開三五七番三地先から 江田島市大柿町大字飛渡瀬字大新開三五七番三地先まで	平成二十三年二月二十四日